

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																	
岸和田子ども家庭センター	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 554 1537 968"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>兵庫県</td> <td>令和2年7月16日</td> <td>4,590円</td> <td>令和2年8月20日</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>令和2年12月10日</td> <td>160円</td> <td>令和3年2月17日</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>令和3年1月13日</td> <td>3,480円</td> <td>令和3年2月17日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>兵庫県</td> <td>令和2年7月16日</td> <td>3,140円</td> <td>令和2年8月20日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>埼玉県</td> <td>令和2年12月3日から同月4日まで</td> <td>37,540円</td> <td>令和3年1月8日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>埼玉県</td> <td>令和2年12月3日から同月4日まで</td> <td>37,080円</td> <td>令和3年1月8日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	兵庫県	令和2年7月16日	4,590円	令和2年8月20日	三重県	令和2年12月10日	160円	令和3年2月17日	京都府	令和3年1月13日	3,480円	令和3年2月17日	B	兵庫県	令和2年7月16日	3,140円	令和2年8月20日	C	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,540円	令和3年1月8日	D	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,080円	令和3年1月8日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所属職員全員に、管外旅費の概算支給から精算・復命の流れ及び精算は旅費の確定後30日以内に行わなければならないことを改めて周知した。</p> <p>また、管外旅費の支出チェックリストを作成し、旅費担当者が適正な支出事務を行い、精算漏れを防ぐことができるように対応した。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																																
A	兵庫県	令和2年7月16日	4,590円	令和2年8月20日																																
	三重県	令和2年12月10日	160円	令和3年2月17日																																
	京都府	令和3年1月13日	3,480円	令和3年2月17日																																
B	兵庫県	令和2年7月16日	3,140円	令和2年8月20日																																
C	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,540円	令和3年1月8日																																
D	埼玉県	令和2年12月3日から同月4日まで	37,080円	令和3年1月8日																																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）